

徳島県告示第二百十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八条第一項及び第十五条第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があつたので、同法第八条第四項及び第十五条第四項の規定により、次のとおり告示し、同法第八条第二項の申請書及び同条第三項の書類並びに同法第十五条第二項の申請書及び同条第三項の書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、次により、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書（氏名及び住所並びに対象事業の名称及び意見を日本語により記載したもの）を提出することができる。

令和六年五月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 申請者等

1 申請者

(一) 名 称 株式会社明和クリーン

(二) 住 所 三好市山城町大和川六九七番地一

(三) 代表者の氏名 代表取締役 楠本隆文

2 施設の設置の場所

三好市山城町下川字露口一四七二番ほか四筆

3 施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第五条第一項に規定するごみ処理施設並びに同令第七条第三号、第五号、第八号及び第十三号の二に掲げる焼却施設

4 施設において処理する廃棄物の種類

一般廃棄物にあつては、可燃ごみ及びし尿汚泥
産業廃棄物にあつては、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、鉋さい、がれき類、動物のふん尿及び動物の死体

特別管理産業廃棄物にあつては、廃油、廃酸及び廃アルカリ

5 申請年月日

令和六年三月二十六日

二 縦覧の場所、期間及び時間

1 縦覧の場所

徳島県生活環境部環境指導課、徳島県西部総合県民局美馬庁舎及び三好市役所

2 縦覧の期間

令和六年五月七日から

令和六年六月六日まで

3 縦覧の時間

午前九時から午後四時まで

三 意見書の提出期限及び提出先

1 意見書の提出期限

令和六年六月二十日。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があれば受け付ける。

2 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県生活環境部環境指導課

電話番号。八八―六二―二三六八